

勤労福祉基本法

[施行 2018. 4. 17]

[法律第 15587 号、2018. 4. 17, 一部改正]

雇用労働部（勤労福祉課）044-202-7559

HP－法令 64

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、勤労福祉政策の樹立及び福祉事業の遂行に必要な事項を規定することにより、勤労者の生活の質を向上させ、国民経済の均衡が取れた発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「勤労者」とは、職業の種類に関係なく賃金を目的に事業又は事業場に対して勤労を提供する者をいう。
2. 「使用者」とは、事業主又は事業経営担当者その他の勤労者に関する事項について、事業主のために行為する者をいう。
3. 「住宅事業者」とは、勤労者に分譲又は賃貸することを目的として、住宅を建設し、又は購入する者をいう。
4. 「自社株組合」とは、株式会社の所属勤労者がその株式会社の株式を取得・管理するために、この法律で定める要件を備えて設立した団体をいう。
5. 「自社株」とは、株式会社の所属勤労者等が、その株式会社に設立された自社株組合を通じて取得するその株式会社の株式をいう。

(勤労福祉政策の基本原則)

第 3 条

- (1) 勤労福祉（賃金・勤労時間等基本的な勤労条件は除く。以下同じ。）政策は、勤労者の経済・社会活動の参加機会の拡大、勤労意欲の増進及び人生の質の向上を目的としなければならない。
- (2) 勤労福祉政策を樹立・施行するときは、勤労者が性別、年齢、身体的条件、雇用形態、信仰又は社会的身分等による差別を受けないように配慮して支援しなければならない。
- (3) この法律による勤労者の福祉向上のための支援をするときは、中小・零細企業勤労者、期間制勤労者（「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」第 2 条第 1 号による期間制勤労者をいう。）、短時間勤労者（「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 8 号による短時間勤労者をいう。）

う。）、派遣勤労者（「派遣勤労者保護等に関する法律」第2条第5号による派遣勤労者をいう。以下同じ。）、下請受注者（「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」第2条第5号による下請受注者をいう。）が雇用する勤労者、低所得勤労者及び長期勤続勤労者が優待されるようにしなければならない。

（国家又は、地方自治体の責務）

第4条 国家又は地方自治体は、勤労福祉政策を樹立・施行する場合は、前条の勤労福祉政策の基本原則により予算・基金・税制・金融上の支援を行い、勤労者の福祉増進が成り立つ〔成就する〕ように努めなければならない。

（事業主及び労働組合の責務）

第5条

- （1）事業主（勤労者を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、当該事業場の勤労者の福祉増進のために、努めて勤労福祉政策に協力しなければならない。
- （2）労働組合及び勤労者は、勤労意欲増進を通じて生産性向上に努め、勤労福祉政策に協力しなければならない。

（目的外使用禁止）

第6条 何人も、国家又は地方自治体が勤労者の住居安定、生活安定及び財産形成等勤労福祉のためにこの法律により補助又は融資した資金を、その目的の事業にのみ使用しなければならない。

（財源の造成等）

第7条

- （1）国家又は地方自治体は、この法律による勤労福祉事業に必要な財源の造成に積極的に努めなければならない。
- （2）前項により造成した財源は、勤労者福祉増進のために必要な場合は、第87条による勤労福祉振興基金に出捐し、又は融資することができる。

（勤労福祉増進に関する重要事項の審議）

第8条 この法律による勤労福祉に関する次の各号の事項は、「雇用政策基本法」第10条による雇用政策審議会（以下「雇用政策審議会」という。）の審議を経なければならない。

1. 次条第1項による勤労福祉増進に関する基本計画
2. 勤労福祉事業に必要な財源の造成に関する事項
3. その他の雇用政策審議会委員長が勤労福祉政策に関して会議に諮る事項

(基本計画の樹立)

第9条

- (1) 雇用労働部長官は、関係中央行政機関の長と協議して勤労福祉増進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに樹立しなければならない。
- (2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。 (改正 2016. 1. 27)
 1. 勤労者の住居安定に関する事項
 2. 勤労者の生活安定に関する事項
 3. 勤労者の財産形成に関する事項
 4. 自社株組合に関する事項
 5. 社内勤労福祉基金制度に関する事項
 6. 選択的福祉制度の支援に関する事項
 7. 勤労者支援プログラムの運営に関する事項
 8. 勤労者のための福祉施設の設置及び運営に関する事項
 9. 勤労福祉事業に必要な財源の造成に関する事項
 10. 直前の基本計画に関する評価
 11. その他の勤労福祉増進のために雇用労働部長官が必要であると認める事項
- (3) 雇用労働部長官は、基本計画を樹立したときは、これを公表しなければならない。

(資料提供及びコンピュータ・ネットワーク利用)

第10条

- (1) 雇用労働部長官は、第19条による生活安定資金支援及び第22条による信用保証支援等この法律による勤労福祉事業を遂行するために、裁判所・行政安全部・保健福祉部・国土交通部・国税庁等国家機関及び地方自治体の長並びに関連機関・団体に対して、次の各号の資料の提供及び関係コンピュータ・ネットワークの利用を要請することができる。この場合において、資料の提供等を要請された国家機関及び地方自治体の長、関連機関・団体は、正当な理由がない限りこれに従わなければならない。 (改正 2014. 1. 28, 2014. 11. 19, 2017. 7. 26)
 1. 所得金額証明（総合所得税申告者用、年末精算済み事業所得者用、勤労所得者用）
 2. 住民登録票謄本・抄本
 3. 家族関係登録簿（家族関係証明書、婚姻関係証明書、基本証明書）
 4. 地方税細目別課税証明書
 5. 自動車及び建設機械登録原簿
 6. 建物及び土地登記簿謄本
 7. 法人登記事項証明書
- (2) 前項により雇用労働部長官に提供される資料及びコンピュータ・ネットワーク利用に対しては、手数料又は使用料等を免除する。

(3) 雇用労働部長官は、第 1 項による資料の提供及び関係コンピュータ・ネットワークの利用を要請する場合は、事前に当事者の同意を受けなければならない。

(新設 2014. 1. 28)

(勤労福祉事業推進協議)

第 11 条 地方自治体、国家の補助を受ける非営利法人が勤労福祉事業を推進する場合は、雇用労働部長官と協議しなければならない。

(融資業務取り扱い機関)

第 12 条

(1) 国家又は地方自治体は、次の各号の金融会社等（以下「融資業務取扱機関」という。）によりこの法律による融資業務を取り扱わせることができる。

1. 「銀行法」第 8 条第 1 項により設立された銀行
2. その他の大統領令で定める金融会社等

(2) 雇用労働部長官及び地方自治体の長は、勤労者を優待する融資業務取扱機関について、この法律による融資業務の取扱等を優先させることができる。

(税制支援)

第 13 条 国家又は地方自治体は、この法律による住居安定・生活安定・財産形成、勤労福祉施設及び勤労福祉振興基金の設置・運営、自社株組合及び社内勤労福祉基金制度の活性化等勤労者の福祉増進のために、租税に関する法律で定めるところにより、税制上の支援ができる。

(勤労福祉総合情報システム運営)

第 14 条

(1) 雇用労働部長官は、勤労福祉政策を効果的に遂行するために、勤労福祉総合情報システムを構築し、運営することができる。

(2) 雇用労働部長官は、前項の勤労福祉総合情報システムを通じて、勤労者支援プログラム及び選択的福祉制度の運営を支援することができる。

第 2 章 公共勤労福祉

第 1 節 勤労者の住居安定

(勤労者住宅供給制度の運営)

第 15 条

- (1) 国家又は地方自治体は、勤労者の住宅の取得又は賃借等を支援するために、住宅事業者が勤労者に住宅を優先して分譲又は賃貸（以下「供給」という。）をさせる制度を運営することができる。
- (2) 国土交通部長官は、「住居基本法」第 5 条による住居総合計画に、前項により勤労者に供給する住宅（以下「勤労者住宅」という。）の供給計画を含まなければならない。
(改正 2013. 3. 23, 2015. 6. 22)
- (3) 勤労者住宅の種類、規模、供給対象勤労者、供給方法及びその他の必要な事項は、国土交通部長官が雇用労働部長官と協議して定める。
(改正 2013. 3. 23)

(勤労者住宅資金の融資)

第 16 条

- (1) 国家は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、住宅事業者又は勤労者がその必要な資金（以下「勤労者住宅資金」という。）の融資を受けられるように、「住宅都市基金法」による住宅都市基金により支援することができる。
(改正 2015. 1. 6)
1. 住宅事業者が勤労者住宅を建設し、又は購入する場合
 2. 勤労者が住宅事業者から勤労者住宅を取得する場合
- (2) 勤労者住宅資金の融資対象及び手続き並びにその他の支援に必要な事項は、国土交通部長官が雇用労働部長官と協議して定める。
(改正 2013. 3. 23)

(住宅購入資金等の融資)

第 17 条

- (1) 国家は、勤労者の住居安定のために勤労者が住宅を購入又は新築し、又は賃借りする場合は、それに必要な資金（以下「住宅購入資金等」という。）の融資を受けられるように「住宅都市基金法」による住宅都市基金「住宅法」第 60 条による国民住宅基金により支援することができる。
(改正 2015. 1. 6)
- (2) 国家又は地方自治体は、融資業務取扱機関により住宅購入資金等を一般貸出利率より低い利率で勤労者に融資させ、その利子差額を補填することができる。
- (3) 住宅購入資金等の融資対象及び手続き並びにその他の支援に必要な事項は、国土交通部長官が雇用労働部長官と協議して定める。
(改正 2013. 3. 23)

(勤労者の移住〔転居〕等に対する支援)

- 第 18 条 国家は、就職又は勤務地変更等により移住し、又は家族と離れて生活する勤労者の住居安定のために必要な支援ができる。

第2節 勤労者の生活安定及び財産形成

(生活安定資金の支援)

第19条

- (1) 国家は、勤労者の生活の安定を支援するために、勤労者及びその家族の医療費・婚礼費・葬儀費等の融資等必要な支援をしなければならない。
- (2) 国家は、経済状況及び勤労者の生活安定資金が必要な時期等を考慮して、賃金を受けることが出来なかった勤労者等の生活の安定のための生計費の融資等必要な支援ができる。
- (3) 前2項による医療費・婚礼費・葬儀費・生計費等の支援対象及び手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(学資金の支援等)

第20条

- (1) 国家は、勤労者及びその子供の教育機会を拡大するために、奨学金の支給又は学資金の融資等必要な支援ができる。
- (2) 前項による奨学金の支給及び学資金の融資対象並びに手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(勤労者優待貯蓄)

第21条 国家は、勤労者の財産形成を支援するために、勤労者を優待する貯蓄に関する制度を運営しなければならない。

第3節 勤労者信用保証支援

(信用保証支援及び対象)

第22条

- (1) 「産業災害補償保険法」による勤労福祉公団（以下「公団」という。）は、担保能力が微弱的な勤労者（求職申請した失業者及び「産業災害補償保険法」による災害勤労者を含む。以下この章において同じ。）が金融会社等で生活安定資金及び学資金等の融資を受けることにより負担する金銭債務について、当該金融会社等との契約によりその金銭債務を保証することができる。この場合は、保証対象融資事業及び保証対象勤労者は、雇用労働部令で定める。
- (2) 前項による公団及び金融会社等との契約には、次の各号の事項を含まなければならない。
 1. 前項による債務を保証するという内容
 2. 信用保証の対象とする融資事業及び勤労者
 3. 勤労者1人当たりの信用保証支援の限度

4. 保証債務の履行請求の理由・時期及び方法
 5. 代位弁済の審査・範囲及び欠損金に対する金融会社等との分担比率
 6. 金融会社等が公団に対して信用保証支援事業の運営に関連して通知しなければならない事項
 7. その他の勤労者信用保証支援のために必要な事項
- (3) 公団が第 1 項の契約を締結し、又は変更しようとする場合は、雇用労働部長官の承認を受けなければならない。

(保証関係)

第 23 条

- (1) 公団は、前条により勤労者に対して信用保証をすることを決めたときは、その旨を当該勤労者及びその勤労者が融資を受けようとする金融会社等に通知しなければならない。
- (2) 信用保証関係は、前項による通知を受けた金融会社等が融資金を当該勤労者に支給したときに成立する。

(保証料)

第 24 条 公団は、第 22 条により信用保証を受けた勤労者から、保証金額に対して年率 100 分の 1 の範囲内において大統領令で定めるところにより、保証料を受けることができる。

(通知義務)

第 25 条 第 23 条により通知された金融会社等は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、直ちにその事実を公団に通知しなければならない。

1. 主な債務関係が成立した場合
2. 主な債務の全部又は一部が消滅した場合
3. 勤労者が債務を履行しない場合
4. 勤労者が期限の利益を喪失した場合
5. その他の保証債務に影響を及ぼす恐れがある理由が発生した場合

(保証債務の履行等)

第 26 条

- (1) 第 22 条第 1 項により融資事業を代行する金融会社等は、同条の契約内容で定めた保証債務の履行請求理由が発生した場合は、公団に対して保証債務の履行を請求することができる。
- (2) 公団は、前項により金融会社等の保証債務の履行請求があった場合は、第 22 条第 2 項の契約内容により代位返済金を支給しなければならない。
- (3) 公団は、前項により保証債務を履行したときは、求償権を直接行使し、又は金融会社等にそ

の求償権の行使を委託することができる。

- (4) 前項による求償権の行使を委託された金融会社等は、その求償権の行使に関して、公団に代わってすべての裁判上又は裁判以外の行為をすることができる。

(遅延利子)

第 27 条 公団が保証債務を履行したときは、当該勤労者からその支給した代位返済金に対して、年利率 100 分の 20 を超過しない範囲内において大統領令で定めるところにより、履行日から勤労者が返済する日までの遅延利子を徴収することができる。この場合において、遅延利子は、代位返済金を超過できない。

第 4 節 勤労福祉施設等に対する支援

(勤労福祉施設設置等の支援)

第 28 条

- (1) 国家又は地方自治体は、勤労者のための福祉施設（以下「勤労福祉施設」という。）の設置・運営のために努めなければならない。
- (2) 雇用労働部長官は、事業の種類及び事業場の勤労者の数等を考慮して勤労福祉施設の設置基準を定め、事業主にその設置を推奨することができる。
- (3) 国家又は地方自治体は、事業主（事業主団体を含む。以下この条において同じ。）・労働組合（支部・分会等を含む。以下この条において同じ。）・公団又は非営利法人が勤労福祉施設を設置・運営する場合に必要な支援ができる。 (改正 2018. 4. 17)
- (4) 国家又は地方自治体は、勤労福祉施設を設置・運営する地方自治体・事業主・労働組合・公団又は非営利法人に対して、その費用の一部を予算の範囲内で支援することができる。 (改正 2018. 4. 17)

(勤労福祉施設の運営委託)

第 29 条

- (1) 国家又は地方自治体は、前条第 1 項により設置した勤労福祉施設を効率的に運営するために必要な場合は、公団又は非営利団体に運営を委託することができる。
- (2) 国家又は地方自治体は、前項により勤労福祉施設の運営を委託した場合は、予算の範囲内で運営に必要な経費の一部を補助することができる。

(利用料等)

第 30 条 勤労福祉施設を設置・運営する者は、勤労者の所得水準、家族関係等を考慮し、勤労福祉施設の利用者を制限し、又は利用料に差異を設けて受けることができる。

(民間福祉施設利用費用の支援)

第 31 条

- (1) 国家は、第 3 条第 3 項による勤労者が第 28 条第 1 項により国家又は地方自治体が設置した勤労福祉施設を利用することが困難であり、民間が運営する福祉施設を利用する場合は、費用の一部を支援することができる。
- (2) 前項による支援対象及び手続き等必要な事項は、雇用労働部令で定める。

第 3 章 企業勤労福祉

第 1 節 自社株制度

(自社株式制度の目的)

第 32 条 自社株式制度は、勤労者に自社株組合を通じて当該自社株組合が設立された株式会社（以下「自社株式制度実施会社」という。）の株式を取得・保有させることにより、勤労者の経済・社会的地位の向上及び労使協力増進を図ることを目的とする。

(自社株組合の設立)

第 33 条

- (1) 自社株組合を設立しようとする株式会社の所属勤労者は、次条による自社株組合員の資格を有する勤労者 2 人以上の同意を受けて、自社株組合設立準備委員会を構成し〔組織し〕、大統領令で定めるところにより、自社株組合を設立することができる。この場合において、自社株組合設立準備委員会は、自社株組合の設立に対する会社の支援に関する事項等雇用労働部令で定める事項をあらかじめ当該会社と協議しなければならない。 (改正 2015. 7. 20)
- (2) 自社株組合の設立及び運営に関しては、この法律で規定した事項を除き、「民法」中社団法人に関する規定を準用する。

(自社株組合員資格等)

第 34 条

- (1) 自社株式制度実施会社の自社株組合に組合員として加入できる勤労者は、次の各号のとおりとする。
 1. 自社株式制度実施会社の所属勤労者
 2. 自社株式制度実施会社が、大統領令で定めるところにより、当該発行株式総数の 100 分の 50 以上の所有を通じて支配している株式会社（以下「支配関係会社」という。）の所属勤労者又は自社株式制度実施会社から請負を受けて直前年度の年間総売上額の 100 分の 50 以

上を取り引きする株式会社（以下「受注関係会社」という。）の所属勤労者であって次の各モクの要件をすべて満たす勤労者

カ. 支配関係会社又は受注関係会社の場合は、それぞれ所属勤労者全員の過半数から同意を受けたこと

ナ. 当該自社株式制度実施会社の自社株組合から同意を受けたこと

ダ. 当該支配関係会社又は当該受注関係会社自体に自社株組合が設立されている場合は、自らの自社株組合が解散すること。ただし、第 47 条第 1 項第 4 号ただし書きに該当する場合を除く。

(2) 勤労者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、自社株式制度実施会社の自社株組合員になれず、自社株組合員が次の各号のいずれか一つに該当することになる場合は、自社株式制度実施会社の自社株組合員資格を喪失する。ただし、第 1 号に該当する勤労者は、第 37 条により配分を受けた当該自社株式制度実施会社の株式及び第 39 条により付与された自社株買取選択権に限定して、自社株組合員資格を維持することができる。

1. 当該自社株式制度実施会社、支配関係会社及び受注関係会社の株主総会において役員に選任された者

2. 当該自社株式制度実施会社、支配関係会社、受注関係会社の所属勤労者であって株主〔である者〕。ただし、大統領令で定める少数株主である場合を除く。

3. 支配関係会社又は受注関係会社の勤労者が、当該自社株式制度実施会社の自社株組合に加入した後、所属会社に自社株組合を設立することとなった場合のその支配関係会社又は受注関係会社の勤労者

4. その他の勤労期間及び勤労関係の特殊性等に照らして、自社株組合員資格を認めることが困難な勤労者として大統領令で定める者

(3) 自社株組合員は、自由に自社株組合から脱退することができる。ただし、自社株組合は、脱退した自社株組合員について、2 年を超過しない範囲内で次条第 2 項第 1 号による規約で定める期間、再加入を制限することができる。

(4) 勤労者の所属会社が次の各号のいずれか一つに該当することとなり、自社株式制度実施会社の自社株組合員資格に変動があったときは、第 37 条により配分を受けた自社株式制度実施会社の株式及び第 39 条により付与された自社株買取選択権に限定して、変更前の自社株式制度実施会社の自社株組合の自社株組合員資格を維持する。

1. 支配関係会社への編入又は支配関係会社から除外される場合

2. 受注関係会社への編入又は受注関係会社から除外される場合

(自社株組合の運営等)

第 35 条

(1) 自社株組合は、すべての自社株組合員の意思を反映して民主的に運営されなければならない。

- (2) 次の各号の事項は、自社株組員総会の議決を経なければならない。
1. 規約の制定及び変更に関する事項
 2. 次条による自社株組合基金の造成に関する事項
 3. 予算及び決算に関する事項
 4. 自社株組合の代表者等役員を選出
 5. その他の自社株組合の運営に関して重要な事項
- (3) 自社株組合は、規約で自社株組員総会に代えて代議員会を置くことができる。ただし、前項第1号に関する事項は、必ず自社株組員総会の議決を経なければならない。
- (4) 自社株組合の代表者は、大統領令で定めるところにより、自社株組員総会又は代議員会を開催しなければならない。
- (5) 自社株組合の代表者等役員及び代議員は、自社株組員の直接・秘密・無記名投票により選出する。
- (6) 自社株式制度実施会社及び自社株組合は、自社株組合に対する支援内容、支援条件等を協議するために、大統領令で定めるところにより、自社株式制度実施会社及び自社株組合をそれぞれ代表する同数の委員による自社株運営委員会を置くことができる。
- (7) 自社株組合の代表者は、自社株組員が閲覧することができるように、次の各号の帳簿及び書類を作成し、その主な事務所に備えて置いて、これを10年間保存しなければならない。この場合において、その帳簿及び書類を「電子文書及び電子取引基本法」第2条第1号による電子文書（以下「電子文書」という。）により作成・保管することができる。

(改正 2012. 6. 1)

1. 自社株組員名簿
 2. 規約
 3. 自社株組合の役員及び代議員の姓名及び住所録
 4. 会計に関する帳簿及び書類
 5. 自社株組合及び自社株組員の自社株取得・管理に関する帳簿及び書類
- (8) 自社株組合の代表者は、その主な事務所を移転したときは、移転した日から3週以内に、その移転の事実を雇用労働部長官に報告しなければならない。
- (9) 自社株組合の代表者は、毎会計年度終了後3カ月以内に、その運営状況を雇用労働部長官に報告しなければならない。
- (10) 自社株組員総会及び自社株組合の具体的な運営方法並びにその他の必要な事項は、大統領令で定める。

(自社株組合基金の造成及び使用)

第36条

- (1) 自社株組合は、自社株の取得等のために、次の各号の財源により自社株組合基金をつくるこ

とができる。 (改正 2015. 7. 20, 2016. 12. 27)

1. 自社株式制度実施会社又はその株主等が出捐した金銭及び物品。この場合において、自社株式制度実施会社、支配関係会社および受注関係会社は、毎年、直前事業年度の法人税差し引き前純利益の一部を自社株組合基金に出捐することができる。
 2. 自社株組合員が出捐した金銭
 3. 第 42 条第 1 項による借入金
 4. 次条による組合アカウント〔勘定〕の自社株で発生した配当金
 5. その他の自社株組合基金で発生する利子等収入金
- (2) 自社株組合は、前項により造成された自社株組合基金を大統領令で定める金融会社等に保管又は預託の方法により管理しなければならない。
- (3) 第 1 項により造成された自社株組合基金は、大統領令で定めるところにより、次の各号の用途に使用しなければならない。この場合において、第 4 号の用途については第 45 条第 4 項各号以外の部分による出資金のみを使用しなければならない。 (改正 2015. 7. 20, 2016. 12. 27)
1. 自社株の取得
 2. 第 42 条第 1 項による借入金の償還及びその利子の支給〔支払い〕
 3. 第 43 条の 2 による損失保全取引
 4. 次条による自社株組合員アカウントの自社株転売数
- (4) 自社株組合は、第 1 項第 1 号及び第 3 号により会社又は会社の株主が提供した財源により取得された自社株を当該会社所属勤労者である自社株組合員に配分するように運営しなければならない。
- (5) 第 3 項第 2 号により自社株組合基金を借入金の償還及びその利子の支給に使用しようとする場合は、次の各号の方法によらなければならない。
1. 第 1 項第 1 号による金銭及び物品並びに第 4 号による配当金は、第 42 条第 2 項の約定により償還することとなっている借入金の償還にのみ使用しなければならない。
 2. 第 1 項第 2 号による自社株組合員が出捐した金銭は、第 42 条第 2 項の約定により償還することとなっている借入金の償還に使用することはできない。

(自社株取得によるアカウント管理)

第 37 条 自社株組合は、自社株式制度実施会社の株式の直接買い入れ又は新株の配分等を通して自社株式制度実施会社の株式を取得する場合は、その取得した自社株を自社株組合員のアカウント（以下「組合員アカウント」という。）及び自社株組合のアカウント（以下「組合アカウント」という。）に区分して配分し、大統領令で定める財源別アカウント処理方法により管理しなければならない。

(自社株組合員に対する優先配分の範囲)

第 38 条

- (1) 「資本市場及び金融投資業に関する法律」第 9 条第 15 項第 3 号による株式上場法人であって大統領令で定める株式上場法人又は株式を大統領令で定める証券市場に上場しようとする法人が同法により株式を募集又は売り出す場合は、自社株組合員は、同法第 165 条の 7 第 1 項により、募集又は売り出す株式総数の 100 分の 20 の範囲内で優先的に配分を受ける権利がある。

(改正 2013. 5. 28)

- (2) 前項の法人以外の法人が「資本市場及び金融投資業に関する法律」により募集若しくは売り出し、又は有償増資をする場合は、その募集等をする株式総数の 100 分の 20 の範囲内で、「商法」第 418 条にもかかわらず、自社株組合員に当該株式を優先的に配分することができる。

(自社株買収選択権の付与の範囲等)

第 39 条

- (1) 自社株式制度実施会社は、発行株式総数の 100 分の 20 の範囲内で、定款で定めるところにより、株主総会の決議により自社株組合員に対してその決議された期間（以下「提供期間」という）以内にあらかじめ定めた価格（以下「行使価格」という。）で新株を買収し、又は当該自社株式制度実施会社が保有している自分株式を買収できる権利（以下「自社株買収選択権」という。）を付与することができる。ただし、発行株式総数の 100 分の 10 の範囲内で自社株買収選択権を付与する場合は、定款で定めるところにより、理事会〔取締役会〕決議により自社株買収選択権を付与することができる。

- (2) 自社株買収選択権を付与しようとする自社株式制度実施会社は、定款に次の各号の事項を定めなければならない。

1. 自社株組合員に自社株買収選択権を付与することができるという内容
2. 自社買収選択権の行使により発行し、又は譲渡する株式の種類及び数
3. 既に付与した自社株買収選択権を理事会の決議により取り消すことができるという内容及び取消しの理由
4. 自社株買収選択権の付与のための理事会及び株主総会の決議要件

- (3) 自社株買収選択権を付与しようとする自社株式制度実施会社が前項による株主総会の決議又は理事会の決議をする場合は、次の各号の事項を含まなければならない。

1. 自社株買収選択権の付与方法
2. 自社株買収選択権の行使価格及びその調整に関する事項
3. 自社株買収選択権の提供期間及び行使期間

4. 自社株買収選択権の行使により発行し、又は譲渡する株式の種類及び数

- (4) 提供期間は、前項による株主総会又は理事会が定める自社株買収選択権の付与日から 6 カ月以上 2 年以下の期間とする。

- (5) 自社株買収選択権を付与した自社株式制度実施会社は、提供期間中又は提供期間終了後にお

いて別途行使期間を定めて自社株買取選択権を行使させることができる。この場合において、行使期間を提供期間終了後に定めた場合は、第 4 項にもかかわらず、提供期間を延長したものとみなす。

- (6) 自社株買取選択権を付与しようとする自社株式制度実施会社は、3 年の範囲内で大統領令で定める勤続期間未満の自社株組合員に対しては、自社株買取選択権を付与しないことができる。
- (7) 自社株買取選択権は、他人に譲渡できない。ただし、自社株買取選択権を与えられた者が死亡した場合は、相続人がこれを与えられたものとみなす。
- (8) 自社株買取選択権を付与した自社株式制度実施会社は、「商法」第 341 条にもかかわらず、自社株組合員が自社株買取選択権を行使する場合において、それにより交付する目的で自らの株式を取得することができる。ただし、その取得金額は、同法第 462 条第 1 項に規定された利益配当が可能な限度以内でなければならず、これを超過して自らの株式を取得する場合は、大統領令で定める期間内に自らの株式を処分しなければならない。
- (9) 自社株買取選択権の行使により新株を発行する場合は、「商法」第 350 条第 2 項、第 350 条第 3 項後段、第 351 条、第 516 条の 8 第 1 項・第 3 項・第 4 項及び第 516 条の 9 前段を準用する。
- (10) 自社株買取選択権の付与手続き、行使価格、行使期間等自社株買取選択権制度の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

(自社株買取選択権付与の取消し)

第 40 条 自社株買取選択権を付与した自社株式制度実施会社は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、自社株買取選択権の付与を取り消すことができる。ただし、第 2 号及び第 3 号の場合は、当該自社株式制度実施会社の定款で定めるところにより、理事会の議決によらなければならない。

1. 当該自社株式制度実施会社が破産・解散等により自社株買取選択権の行使に応じることができない場合
2. 自社株買取選択権を与えられた自社株組合員が故意又は過失により当該自社株式制度実施会社に重大な損害を与えた場合
3. 自社株買取選択権を付与する契約書で定めた取消し理由が発生した場合

(自社株の優先配分及び自社株買取選択権付与の制限)

第 41 条 自社株式制度実施会社は、第 38 条及び第 39 条により自社株を優先配分し、又は自社株買取選択権を付与するときは、次の第 1 号が第 2 号の 100 分の 20 を超えないようにしなければならない。

1. 自社株組合が管理している自社株式制度実施会社の株式、新規発行する優先配分株式及び自社株買取選択権を行使するときに取得する自社株式制度実施会社の株式を合算した株式

数

2. 自社株式制度実施会社が新規発行する株式及び自社株買取選択権を行使するときに取得する自社株式制度実施会社の株式並びに既に発行した株式を合算した株式総数

(自社株組合の借入を通じた自社株の取得)

第 42 条

- (1) 自社株組合は、自社株式制度実施会社、支配関係会社、受注関係会社、その会社の株主及び大統領令で定める金融会社等から自社株取得資金を借り入れて自社株を取得することができる。
- (2) 自社株式制度実施会社、支配関係会社、受注関係会社及びその会社の株主は、前項の借入金の償還のために、自社株組合に金銭及び物品を出捐することを当該自社株組合と約定することができる。
- (3) 自社株組合は、第 1 項による借入金により取得した自社株を、当該借入金を融資し、又は融資の保証を行った自社株式制度実施会社及び金融会社等に担保として提供することができる。この場合は、借入金償還額に該当する自社株については、償還後直ちに担保権を解約することを条件としなければならない。
- (4) 自社株式制度実施会社が、自社株組合が第 1 項による借入金で取得した自社株を前項により担保として受け入れる場合は、その担保で受け入れる株式に限り自社株式制度実施会社に対して「商法」第 341 条の 3〔自分株式の質権受け入れ制限〕を適用しない。
- (5) 自社株組合の借入規模、借入期間、償還方法及び借入金で取得した株式の配分方法等自社株組合の借入に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

(自社株取得強要の禁止等)

第 42 条の 2

- (1) 自社株式制度実施会社（支配関係会社又は受注関係会社を含む。）の使用者は、第 38 条により自社株組合員に株式を優先配分する場合において、次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。
 1. 自社株組合員の意思に反して、自社株の取得を指示する行為
 2. 自社株組合員の意思に反して、自社株組合員を所属、階級等一定の基準により分類して自社株を割り当てる行為
 3. 自社株を取得しないことを理由として、自社株組合員について解雇又はその他の不利益な処遇をする行為
 4. その他の自社株組合員の意思に反して自社株を取得・保有させることにより第 32 条による自社株式制度の目的に外れる行為として大統領令で定める行為
- (2) 使用者は、前項の違反事実を申告し、又はそれに関する証言をし、若しくは証拠を提出した

ことを理由として、自社株組合員について解雇又はその他の不利益な処遇をしてはならない。

(本条新設 2014. 1. 28)

(自社株の預託等)

第 43 条

- (1) 自社株組合は、自社株を取得する場合は、大統領令で定める受託機関に預託しなければならない。
- (2) 自社株組合は、前項により預託した自社株を次の各号の区分による期間の範囲内で大統領令で定める期間、継続して預託しなければならない。
 1. 自社株式制度実施会社又はその株主等が出捐した金銭及び物品等で取得した自社株：8年
 2. 自社株組合員が出捐した金銭で取得した自社株：1年。ただし、自社株組合員の出捐に協力して自社株式制度実施会社が大統領令で定める金額以上出捐する場合は、自社株組合員が出捐した金銭で取得した自社株については5年とする。
 3. 第36条第1項第3号から第5号までの金銭で取得した自社株：金銭の出捐主体及び借入対象者を基準として自社株を区分し、前2号の区分に準ずる期間とする。
- (3) 自社株組合又は自社株組合員は、第1項により預託された自社株を、次の各号のいずれか一つに該当する場合のほかは、譲渡し、又は担保として提供できない。 (改正 2015. 7. 20)
 1. 第43条の3による自社株レンタル
 2. 大統領令で定めた自社株組合員の金融・経済生活に必要な場合
- (4) 前項第2号により自社株を担保として提供された権利者は、第2項に定めた預託期間中は権利を行使することはできない。 (改正 2015. 7. 20)
- (5) 第43条の3によりレンタルされた自社株は、その貸与期間の間この法律により預託されたものとみなす。 (改正 2015. 7. 20)
- (6) 組合員アカウントに配分された株式に対するレンタル利益は、当該アカウントの組合員に支給され、組合アカウントに配分された株式に対するレンタル利益は、組合に帰属する。 (改正 2015. 7. 20)
- (7) 第1項による受託機関は、自社株組合に対する業務支援等自社株式制度の活性化に必要な業務として大統領令で定める業務を遂行することができる。 (改正 2015. 7. 20)

(預託自社株の損失保全取引)

第 43 条の 2

- (1) 自社株組合は、大統領令で定める金融会社と前条により預託された自社株の損失保全目的に限定した大統領令で定める取引（以下「損失保全取引」という。）をすることができる。
- (2) 自社株組合が損失保全取引をする場合には、自社株式制度実施会社によりこれに対して必要とされる費用を支援することができる。

- (3) 自社株組合と金融会社との間の損失保全取引は、次の各号の要件をすべて満たしている場合に、行うことができる。
1. 損失保全取引の対象である自社株の売却又はその取得資金の貸出しを条件としないこと
 2. 最小損失保全比率が損失保全取引対象自社株取得価額の 100 分の 50 以上の大統領令で定めた比率以上であること
 3. 自社株組合員の意思に反して損失保全取引をしないこと
 4. その他自社株組合及び自社株組合員の保護のために大統領令で定める要件
- (4) 組合員アカウントに配分された株式に対する損失保全取引の保全金額は、当該アカウントの組合員に支給し、組合アカウントに配分された株式に対する損失保全取引の保全金額は、組合に帰属する。

[本条新設 2015. 7. 20.]

(預託自社株レンタル)

第 43 条の 3 自社株組合又は自社株組合員は、次の各号の要件をすべて満たす場合には、預託された自社株を第 43 条第 1 項による受託機関を通じて第三者にレンタルすることができる。

1. レンタルする自社株（以下「レンタル自社株」という。）で発生する次の各モクの権利を保障すること
 - カ. 議決権
 - ナ. 新株引受権及び無償増資株式
 - ダ. 配当金（株式配当を含む。）受領権
 - ラ. その他の「商法」等他の法律で株主の権利として認定されているものであって、この法律で制限し、又は禁止していない権利
2. 大統領令で定める貸借取引仲介・斡旋業務を営む金融会社がレンタル自社株の償還を保障し、借入者から担保を受け取ること
3. その他の大統領令で定める自社株レンタルの方法、貸与限度及び貸与期間等に関する事項を遵守すること

[本条新設 2015. 7. 20.]

(自社株の引き出し等)

第 44 条

- (1) 自社株主組合員は、前条第 2 項にもかかわらず、自社株組合が解散し、又は自社株組合員が死亡した場合等大統領令で定める理由が発生した場合は、同項の預託期間中にもかかわらず自社株組合を通じて自社株を引き出すことができる。
- (2) 自社株主組合員が自社株を引き出す場合は、自社株組合は、規約により、自社株組合、自社株組合員の順で優先して買い取らせることができる。

(非上場法人の自社株の処分)

第 45 条

- (1) 国家は、「資本市場及び金融投資業に関する法律」第 8 条の 2 第 4 項第 1 号による証券市場に株式が上場されていない法人（以下「非上場法人」という。）の自社株式制度実施会社の自社株組合員が自社株をやむを得ず処分しようとする場合は、換金を保障するために、株式の取引等に関して必要な措置を講じるように努めなければならない。（改正 2013. 5. 28）
- (2) 自社株組合が設立された以後 3 年以内に自社株式制度実施会社の株式が証券市場に上場されない場合は、非上場法人である自社株式制度実施会社は、当該自社株組合が管理する組合員アカウントの自社株を買収するために準備金を積み立てすることができる。
- (3) 非上場法人である自社株式制度実施会社は、第 1 項による自社株の換金を保障するために必要な場合は、「商法」第 341 条にもかかわらず、自社株組合員又は退職する自社株組合員の自社株を自らの計算で取得することができる。この場合は、取得した株式は、次の各号の方法により処分しなければならない。（改正 2016. 12. 27）
 1. 自社株組合への出捐
 2. 「商法」第 342 条の例による処分
 3. 「商法」第 343 条による消却
- (4) 非上場法人である自社株式制度実施会社は、前項による自社株の取得に必要な資金を準備するために毎年準備金を積み立てすることができる。（改正 2016. 12. 27）
- (5) 非上場法人である自社株式制度実施会社は、自社株組合が当該自社株式制度実施会社に代わって組合員アカウントの自社株を買い入れることができるように、自社株組合基金に出捐することができる。この場合において、当該自社株式制度実施会社は、自社株組合と次の各号の事項が含まれた約を締結することができる。（改正 2016. 12. 27）
 1. 買い入れ対象になる組合員アカウントの自社株の範囲
 2. 買い入れ価格の決定方法

(自社株保有による株主総会の議決権行使)

第 46 条

- (1) 自社株組合の代表者は、自社株組合員の意思表示に従い株主総会議案に対する議決権を行使しなければならない。議決権行使の具体的な方法は、大統領令で定める。
- (2) 前項にもかかわらず、自社株組合の代表者は、自社株組合員が議決権行使の委任を要請した場合は、当該自社株組合員の株式保有分に対する議決権の行使をその自社株組合員に委任しなければならない。

(自社株組合の解散)

第 47 条

- (1) 自社株組合は、次の各号のいずれか一つに該当する理由が発生した場合は解散する。この場合は、自社株組合の清算人は、大統領令で定めるところにより、解散理由を明示して雇用労働部長官に報告しなければならない。
1. 当該自社株式制度実施会社の破産
 2. 事業の廃止のための当該自社株式制度実施会社の解散
 3. 事業の合併・分割・分割合併等のための当該自社株式制度実施会社の解散
 4. 支配関係会社又は受注関係会社の勤労者が当該自社株式制度実施会社の自社株組合に加入する場合。ただし、支配関係会社又は受注関係会社自体に設立された自社株組合が自社株を預託しており、又は自社株組合員が自社株買収選択権を与えられていた場合は、大統領令で定める期間は解散しない。
 5. 自社株組合の役員がおらず、最近 3 会計年度の期間継続して自社株及び自社株取得財源の造成等により資産を保有せず、自社株組合の解散について雇用労働部令で定めるところにより自社株組合の組合員に意見照会をした結果、存続の意思表示がない場合
- (2) 前項により自社株組合が解散する場合は、自社株組合の財産は規約で定めるところにより自社株組合員に帰属する。ただし、自社株組合に債務がある場合は、その債務を清算して残った財産のみ自社株組合員に帰属する。

(自社株式制度活性化支援)

第 48 条 国家は、自社株式制度の活性化のために、自社株組合員の自社株保有、自社株式制度実施会社等の自社株組合に対する支援、非上場法人の自社株に対する換金性保障等に関して必要な支援ができる。

(自社株制度を通じた会社引き受けに関する特例)

第 49 条の 2

- (1) 自社株制度が大統領令に定める方法により当該自社株式制度実施会社を買収した場合は、自社株組合員は第 34 条第 2 項第 2 号にかかわらず、その引き受けによって取得した自社株の金額と関係なく自社株組合員資格を維持することができる。
- (2) 自社株組合が前項による会社引き受けのために自社株取得資金を借り入れる場合には、第 42 条第 5 項による借入規模及び借入期間の制限に関する事項を適用しない。ただし、次の各号の金額の合計額は、自社株式制度実施会社の自己資本（直前事業年度の貸借対照表の資産総額から借金総額を差し引いた金額をいう。）の 100 分の 25 を超過してはならない。
1. 自社株式制度実施会社又は支配関係会社からの借入金
 2. 自社株組合借入金の償還のために自社株式制度実施会社又は支配関係会社が自社株組合に出捐することを約定した金銭・物品の価額

3. 自社株組合の借入金に対する自社株式制度実施会社又は支配関係会社の保証限度額

[本条新設 2016. 12. 27]

(勤労者の会社引き受け支援)

第 49 条 国家は、会社の倒産等により当該会社の勤労者が自社株組合を通じて当該会社を買収する場合は、その株式取得に必要な資金等を支援することができる。

第 2 節 社内勤労福祉基金制度

(社内勤労福祉基金制度の目的)

第 50 条 社内勤労福祉基金制度は、事業主に、事業利益の一部を財源として社内勤労福祉基金を設置し、効率的に管理・運営させることにより、勤労者の生活の安定及び福祉増進に資することを目的とする。

(勤労者の権益保護及び勤労条件の維持)

第 51 条 使用者は、この法律による社内勤労福祉基金の設立及び出捐を理由として、勤労関係当事者間で定めた勤労条件を低下させることはできない。

(法人格及び設立)

第 52 条

(1) 社内勤労福祉基金は、法人とする。

(2) 社内勤労福祉基金法人（以下「基金法人」という。）を設立しようとする場合は、当該事業又は事業場（以下「事業」という。）の事業主が基金法人設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を構成し、設立に関する事務及び設立当時の理事及び監事の選任に関する事務を担当させなければならない。

(3) 準備委員会の構成方法に関しては、第 55 条を準用する。

(4) 準備委員会は、大統領令で定めるところにより、基金法人の定款を作成して雇用労働部長官の設立認可を受けなければならない。

(5) 準備委員会が前項による設立認可を受けようとする場合は、基金法人設立認可申込書に大統領令で定める書類を添付して雇用労働部長官に提出しなければならない。

(新設 2014. 1. 28)

(6) 雇用労働部長官は、前項による申請を受けたときは、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除き、設立認可をしなければならない。

(新設 2014. 1. 28)

1. 第 4 項による定款の記載事項を脱漏している場合

2. 第 4 項による定款の内容が前 2 条及び第 62 条に違反する場合

3. 前項により提出しなければならない書類を提出せず、又は虚偽の提出をした場合
- (7) 準備委員会は、第4項により設立認可を受けたときは、設立認可証を受けた日から3週以内に基金法人の主な事務所の所在地において基金法人の設立登記をしなければならない。基金法人は設立登記をすることで成立する。 (改正 2014. 1. 28)
- (8) 基金法人の設立登記及びその他の登記に関して具体的に必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2014. 1. 28)
- (9) 準備委員会は、第7項により法人が成立すると同時に、第55条により最初に構成された社内勤労福祉基金協議会（以下「福祉基金協議会」という。）とみなす。 (改正 2014. 1. 28)
- (10) 準備委員会は、基金法人の設立登記をした後直ちに基金法人の理事に事務を引き継がなければならない。 (改正 2014. 1. 28)

(定款変更)

第53条 基金法人の定款を変更しようとするときは、大統領令で定めるところにより雇用労働部長官の認可を受けなければならない。

(基金法人の機関)

第54条 基金法人には福祉基金協議会、理事及び監事を置く。

(福祉基金協議会の構成)

第55条

- (1) 福祉基金協議会は、勤労者及び使用者を代表する同数の委員で構成し、各2人以上10人以下とする。
- (2) 勤労者を代表する委員は、大統領令で定めるところにより勤労者が選出する者となる。
- (3) 使用者を代表する委員は、当該事業の代表者及びその代表者が委嘱する者となる。
- (4) 前2項にかかわらず、「勤労者参加及び協力増進に関する法律」による労使協議会が構成されている事業の場合は、その労使協議会の委員が福祉基金協議会の委員になることができる。

(福祉基金協議会の機能)

第56条

- (1) 福祉基金協議会は、次の事項を協議・決定する。
1. 社内勤労福祉基金造成のための出資金額の決定
 2. 理事及び監事の選任及び解任
 3. 事業計画書及び監査報告書の承認
 4. 定款の変更
 5. 会社内の他の勤労福祉制度との統合運営の有無の決定

6. 基金法人の合併及び分割・分割合併

(2) 福祉基金協議会の運営に関する事項は、大統領令で定める。

(会議録の作成及び保管)

第 57 条 基金法人は、次の各号の事項を記録した福祉基金協議会の会議録を作成し、出席委員全員の署名又は捺印を受けなければならない。作成日から 10 年間これを保管しなければならない。この場合において、その会議録を電子文書で作成・保管することができる。

1. 開催日時及び場所
2. 出席委員
3. 協議内容及び決定事項
4. その他の討議事項

(理事及び監事)

第 58 条

- (1) 基金法人に勤労者及び使用者を代表する同数の各 3 人以内の理事及び各 1 人の監事を置く。
- (2) 理事は、定款で定めるところにより、基金法人を代表し、次の各号の事項に関する事務を執行する。
 1. 基金法人の管理・運営に関する事項
 2. 予算の編成及び決算に関する事項
 3. 事業報告書の作成に関する事項
 4. 定款で定める事項
 5. その他の理事が執行するものと福祉基金協議会が協議・決定した事項
- (3) 基金法人の事務執行は、理事の過半数で決定する。
- (4) 監事は、基金法人の事務及び会計に関する監査を行う。

(理事等の任期)

第 59 条 削除 (2015. 7. 20)

(理事等の身分)

第 60 条

- (1) 福祉基金協議会の委員、理事及び監事は、非常勤・無報酬とする。
- (2) 使用者は、福祉基金協議会の委員、理事及び監事に対して、基金法人に関する職務遂行を理由として不利益な処遇をしてはならない。
- (3) 福祉基金協議会の委員、理事及び監事の基金法人業務の遂行に必要な時間については、勤労したものとみなす。

(社内勤労福祉基金の造成)

第 61 条

- (1) 事業主は、直前事業年度の法人税又は所得税差し引き前純利益の 100 分の 5 を基準として、福祉基金協議会が協議・決定する金額を、大統領令で定めるところにより、社内勤労福祉基金の財源として出捐することができる。
- (2) 事業主又は事業主以外の者は、前項による出捐のほか、有価証券、現金その他の大統領令で定める財産を出捐することができる。

(基金法人の事業)

第 62 条

- (1) 基金法人は、その収益金により、大統領令で定めるところにより、次の各号の事業を行うことができる。
 1. 住宅購入資金等の補助、自社株購入の支援等勤労者財産形成のための支援
 2. 奨学金・災難救護金の支給、その他の勤労者の生活援助
 3. 母性保護及び仕事と家庭生活との両立のために必要な費用支援
 4. 基金法人の運営のための経費の支給
 5. 勤労福祉施設であって雇用労働部令で定める施設に対する出資・出捐又は同施設の購入・設置及び運営
 6. 当該事業から直接請負を受ける業者の所属勤労者及び当該事業への派遣勤労者の福利厚生増進
 7. 使用者が賃金及びその他の法令により勤労者に支給する義務があるもの以外で、大統領令で定める事業
- (2) 基金法人は、前条第 1 項及び第 2 項により出捐を受けた財産及び福祉基金協議会が出捐財産に編入することを議決した財産（以下「基本財産」という。）のうち大統領令で定めるところにより算定される金額を、前項各号の事業（以下「社内勤労福祉基金事業」という。）に使用することができる。この場合において、基金法人の事業が次の各号のいずれか一つに該当するときは、大統領令で定める範囲内において定款で定めるところにより、その算定される金額を増額することができる。 (改正 2012. 2. 1、2014. 1. 28)
 1. 第 82 条第 3 項により選択的福祉制度を活用して運営する場合
 2. 社内勤労福祉基金事業に使用する金額のうち雇用労働部令で定めるところにより算定される金額以上を、当該事業から直接請負を受ける業者の所属勤労者及び当該事業への派遣勤労者の福利厚生増進に使用する場合
 3. 「中小企業基本法」第 2 条第 1 項及び第 3 項により企業に設立された基金法人が社内勤労福祉基金事業を行う場合

- (3) 基金法人は、勤労者の生活安定及び財産形成支援のために必要であると認めて大統領令で定める場合は、勤労者に必要な資金を基本財産のうちから貸付けることができる。

※第1項第7号の大統領令で定める事業としては、勤労者の体育・文化活動の支援や労働者の日行事の支援、その他の勤労者の財産形成支援および生活援助のための事業として定款で定め定める事業が規定されている。

(社内勤労福祉基金の運用)

第63条 社内勤労福祉基金は、次の各号の方法により運用する。

1. 金融会社等への預入及び金銭信託
2. 投資信託等の収益証券の買入れ
3. 国家、地方自治体又は金融会社等が直接発行し、又は債務の履行を保証する有価証券の買入れ
4. 社内勤労福祉基金がその会社株式の出捐を受けて保有することになった場合において、大統領令で定める限度内でその保有株式数によるその会社株式の有償増資への参加
5. その他の社内勤労福祉基金の運用のために大統領令で定める事業

(社内勤労福祉基金の会計)

第64条

- (1) 社内勤労福祉基金の会計年度は、事業主の会計年度による。ただし、定款で別に定めた場合は、この限りでない。
- (2) 基金法人は、資金の借入れはできない。
- (3) 毎会計年度の決算の結果、社内勤労福祉基金に損失金が発生した場合は次の会計年度で繰り越し、余剰金が発生した場合は繰越損失金を補填した後社内勤労福祉基金に組み入れる。
- (4) 社内勤労福祉基金の会計管理に必要な事項は、大統領令で定める。

(基金法人の管理・運営書類の作成及び保管)

第65条 基金法人は、次の各号の書類を、大統領令で定めるところにより、作成しなければならず、作成日から5年間これを保管しなければならない。この場合において、その書類を電子文書で作成・保管することができる。

1. 事業報告書
2. 貸借対照表
3. 損益計算書
4. 監査報告書

(基金法人の管理・運営事項の公開)

第 66 条 基金法人は、前条各号の書類及び福祉基金協議会の会議録を、大統領令で定めるところにより、公開しなければならないが、常に勤労者が閲覧することができるようにしなければならない。この場合において、電子文書で作成・保管する書類については、情報通信網を利用する等電子的方法で公開して閲覧させることができる。

(基金法人の不動産所有)

第 67 条 基金法人は、業務遂行上必要な場合を除き、不動産を所有できない。

(他の福祉との関係)

第 68 条

- (1) 使用者は、基金法人の設置を理由として基金法人の設置当時に運営していた勤労福祉制度又は勤労福祉施設の運営を中断し、又はこれを縮小してはならない。
- (2) 使用者は、基金法人の設置当時に基金法人の事業を実施していたときは、他の法律により設置・運営する義務があるものを除き、福祉基金協議会の協議・決定により基金法人に統合して運営することができる。

(是正命令)

第 69 条 雇用労働部長官は、使用者又は基金法人が第 60 条第 2 項、第 64 条及び第 66 条に違反した場合は、相当の期間を定めて是正を命じることができる。

(基金法人の解散理由)

第 70 条 基金法人は、次の各号の理由により解散する。

1. 当該会社事業の廃止
2. 第 72 条による基金法人の合併
3. 第 75 条による基金法人の分割・分割合併

(解散した基金法人の財産処理)

第 71 条

- (1) 事業の廃止により解散した基金法人の財産は、大統領令で定めるところにより、事業主が当該事業を経営するに当たって勤労者に未支給となっている賃金、退職金、その他の勤労者に支給する義務がある金品の支給にまず使用しなければならないが、残余財産がある場合は、その 100 分の 50 を超過しない範囲内において定款で定めるところにより、所属勤労者の生活安定資金として支援することができる。
- (2) 前項による使用後に残余財産がある場合は、その残余財産は、定款で指定した者に帰属する。

ただし、定款で指定した者がいない場合は、大統領令で定めるところにより、第 87 条による勤労福祉振興基金に帰属する。

(基金法人の合併)

第 72 条

- (1) 基金法人は、事業の合併・譲渡等により合併することができる。
- (2) 基金法人が合併をする場合は、次の各号の事項が含まれた合併契約書を作成し、福祉基金協会の議決を経なければならない。
 1. 合併前の各基金法人の財産及び合併後の基金法人の財産の変動
 2. 合併対象である各基金法人の勤労者に対する合併後支援水準
 3. 合併の推進日程
 4. その他の合併に関する重要事項
- (3) 前項第 2 号による支援水準は、合併前の各基金法人の勤労者別平均基金残額、合併後の事業主の出捐予定額等を考慮して、合併後 3 年を超過しない範囲内で、合併前の各基金法人の勤労者別に差異をつけて定めることができる。

(合併による基金法人の設立及び登記)

第 73 条

- (1) 基金法人の合併により基金法人を設立する場合は、事業の合併により設立される事業の事業主が準備委員会を構成して第 52 条による基金法人の設立手順を踏まなければならない。
- (2) 基金法人の合併により存続する基金法人は変更登記を、消滅する基金法人は解散登記を〔それぞれ〕しなければならない。

(合併の効力発生・効果)

第 74 条

- (1) 基金法人の合併は、合併により設立される基金法人の設立登記又は存続する基金法人の変更登記をすることにより、その効力が生じる。
- (2) 合併により設立され、又は存続する基金法人は、合併により消滅する基金法人の権利・義務を継承する。

(基金法人の分割・分割合併)

第 75 条

- (1) 基金法人は、事業の分割・分割合併等により分割又は分割合併（以下「分割等」という。）をすることができる。
- (2) 基金法人が分割をする場合は、次の各号の事項が含まれた分割計画書を作成し、福祉基金協

議会の議決を経なければならない。

1. 基金法人財産の配分
 2. 分割の推進日程
 3. その他の分割に関する重要事項
- (3) 基金法人が分割合併をする場合は、次の各号の事項が含まれた分割合併契約書を作成し、福祉基金協議会の議決を経なければならない。
1. 基金法人財産の配分及び合併による基金法人財産の変動
 2. 分割合併対象である各基金法人の勤労者に対する合併後の支援水準
 3. 分割合併の推進日程
 4. その他の分割合併に関する重要事項
- (4) 第2項第1号及び前項第1号による財産配分をするときは、原則として勤労者数を基準に配分するものとし、〔また、〕分割前の事業別社内勤労福祉基金造成の寄与度等を考慮して配分することができる。
- (5) 第3項第2号の支援水準の決定に関しては、第72条第3項を準用する。この場合において、「合併」は「分割合併」とみなす。

(分割等による基金法人の設立及び登記)

第76条

- (1) 基金法人の分割等により基金法人を設立する場合は、事業の分割・分割合併等により設立される事業の事業主が準備委員会を構成して第52条による基金法人の設立手順を踏まなければならない。
- (2) 基金法人の分割等で存続する基金法人は変更登記を、消滅する基金法人は解散灯期をしなければならない。

(分割等の効力発生・効果)

第77条

- (1) 基金法人の分割等は、分割等により設立される基金法人の設立登記又は存続する基金法人の変更登記をすることにより、その効力が生じる。
- (2) 分割等により設立され、又は存続する基金法人は、分割計画書又は分割合併契約書で定めるところにより、分割される基金法人の権利・義務を継承する。

(秘密保持等)

- 第78条 福祉基金協議会の委員、理事及び監事は、その職務遂行と関連して知り得た秘密を漏洩してはならず、社内勤労福祉基金事業と関連して兼職又は自己取引をすることはできない。

(類似名称の使用禁止)

第 79 条 削除 (2015. 7. 20)

(「民法」の準用)

第 80 条 基金法人に関してこの法律に規定したのを除き、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。

(規制の再検討)

第 80 条の 2 雇用労働部長官は、次の各号の事項について、2016 年 1 月 1 日を基準として 2 年ごとに（毎 2 年になる年の 1 月 1 日前までをいう。）その妥当性を検討し、改善等の措置を講じなければならない。

1. 53 条による定款変更の認可
2. 第 56 条第 1 項による福祉基金協議会の協議・決定事項
3. 第 58 条による理事及び監事
4. 第 75 条による基金法人の分割・分割合併
5. 第 76 条による分割等による基金法人の設立及び登記

[本条新設 2015. 7. 20]

第 3 節 選択的福祉制度及び勤労者支援プログラム等

(選択的福祉制度の実施)

第 81 条

- (1) 事業主は、勤労者が様々な福祉項目のうちから自身の選好及び必要に応じて自律的に選択して福祉恩恵を受ける制度（以下「選択的福祉制度」という。）を設定して実施することができる。
- (2) 事業主は、選択的福祉制度を実施するときは、当該事業内のすべての勤労者が公平に福祉恩恵を受けられるようにしなければならない。ただし、勤労者の職級、勤続年数、扶養家族等を考慮して合理的な基準により恩恵水準に差異を設けることができる。

(選択的福祉制度の設計・運営等)

第 82 条

- (1) 事業主は、選択的福祉制度を設計する場合は、勤労者の死亡・障害・疾病等に関する基本的生活保障項目及び健全な余暇・文化・体育活動等を支援できる個人別追加選択項目について、バランスが取れて反映することができるように努力しなければならない。
- (2) 事業主は、勤労者が選択的福祉制度の福祉項目を選択して使用するに当たって不便がないよ

うに、電算管理サービスを直接提供し、又は第三者に委託して提供されるように努力しなければならない。

- (3) 選択的福祉制度は、社内勤労福祉基金事業を行うに当たり活用することができる。
- (4) 第1項及び第2項による選択的福祉制度の設計及び運営に必要な具体的な事項は、雇用労働部令で定める。

(勤労者支援プログラム)

第83条

- (1) 事業主は、勤労者の業務遂行又は日常生活で発生するストレス、個人の苦情等業務阻害要因の解決を支援して勤労者を保護し、生産性向上のための専門家相談等一連のサービスを提供する勤労者支援プログラムを施行するように努力しなければならない。
- (2) 事業主及び勤労者支援プログラム参加者は、第1項による措置を実施する過程において、大統領令で定める場合を除き、勤労者の秘密が侵害されないように匿名性を保障しなければならない。

(成果配分)

第84条 事業主は、当該事業の勤労者と協議して定めた当該年度利益等の経営目標が超過達成された場合は、その超過した成果を勤労者に支給し、又は勤労者の福祉増進のために使用するよう努力しなければならない。

(発明・提案等に対する補償)

第85条 事業主は、当該事業の勤労者が職務と関連して発明若しくは提案し、又は新しい知識・情報・技術を開発して会社の生産性・売上額等の増加に貢献した場合は、これに伴い適切な補償をするように努力しなければならない。この場合において、具体的な補償基準は「勤労者参加及び協力増進に関する法律」による労使協議会等を通して定める。

(国家又は、地方自治体の支援)

第86条 国家又は地方自治体は、選択的福祉制度、勤労者支援プログラム、成果配分、発明・提案等に対する補償を活性化するために必要な支援ができる。

(共同勤労福祉基金の造成)

第86条の2

- (1) 2以上の事業主は、第62条第1項による事業を実施するために、共同で利益金の一部を出捐して共同勤労福祉基金（以下「共同基金」という。）をつくることができる。
- (2) 共同基金事業主又は事業主以外の者は、前項による出捐の他に、有価証券、現金、その他の

大統領令で定める財産を出捐することができる。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同勤労福祉基金法人設立準備委員会の構成)

第 86 条の 3 共同勤労福祉基金法人（以下「共同基金法人」という。）を設立しようとする事業主は、共同で各事業主又は事業主が委嘱する者により設立準備委員会を構成し、設立に関する事務並びに設立当時の理事及び監事の選任に関する事務を担当させることができる。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同勤労福祉基金協議会の構成)

第 86 条の 4

- (1) 共同基金法人は、基金の運営に関する主要事項を協議・決定するために、共同勤労福祉基金協議会（以下「共同基金協議会」という。）を置く。
- (2) 共同基金協議会は、各企業別勤労者及び使用者を代表する各 1 人の委員で構成する。この場合において、勤労者を代表する委員は第 55 条第 2 項を準用して選出し、使用者を代表する委員は当該事業の代表者又はその代表者が委嘱する者となる。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同基金制度の促進)

第 86 条の 5 共同基金法人が第 62 条第 1 項による事業を実施する場合には、勤労福祉振興基金に対して、大統領令で定めるところにより、必要な費用を支援することができる。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同基金法人の紛争調整)

第 86 条の 6 共同基金法人で共同基金運営方式、使用用途、出資金規模等において紛争が発生した場合には、定款で定めるところにより処理する。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同基金法人の解散理由)

第 86 条の 7 共同基金法人、は次の各号の理由により解散する。

1. 共同基金法である参加会社のうち過半数会社の事業の廃止
2. 第 86 条の 9 による共同基金法人の合併
3. 第 86 条の 10 による共同基金法人の分割・分割合併

[本条新設 2015. 7. 20.]

(解散した共同基金法人の財産処理)

第 86 条の 8 前条により共同基金法人が解散した場合は、第 86 条の 2 により共同基金法人に出捐した比率により参加会社に配分しなければならず、残余財産がある場合は、定款に定めるところにより処理する。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同基金法人の合併)

第 86 条の 9

(1) 共同基金法人は、参加会社の過半数会社の事業の合併・譲渡等により合併することができる。

(2) 共同基金法人の合併手続き等に関しては、第 72 条第 2 項及び第 3 項を準用する。

[本条新設 2015. 7. 20]

(共同基金法人の分割・分割合併)

第 86 条の 10

(1) 共同基金法人は、参加会社の過半数会社の事業の分割・分割合併等により分割又は分割合併することができる。

(2) 共同基金法人の分割・分割合併手続き等に関しては、第 75 条第 2 項から第 5 項までを準用する。

[本条新設 2015. 7. 20]

(準用)

第 86 条の 11 共同基金制度に関しては、第 50 条から第 54 条まで、第 56 条から第 58 条まで、第 60 条、第 62 条から第 69 条まで、第 73 条、第 74 条、第 76 条から第 78 条まで、第 80 条及び第 93 条を準用する。この場合において、第 50 条から第 52 条まで、第 56 条、第 63 条及び第 64 条中「社内勤労福祉基金」とあるのは「共同基金」とみなし、第 52 条から第 54 条まで、第 56 条から第 58 条まで、第 60 条、第 62 条、第 64 条から第 69 条まで、第 73 条、第 74 条、第 76 条、第 77 条、第 80 条及び第 93 条中「基金法人」とあるのは「共同基金法人」とみなし、第 54 条、第 56 条から第 58 条まで、第 60 条、第 62 条、第 66 条、第 68 条及び第 78 条中「福祉基金協議会」とあるのは「共同基金協議会」とみなし、第 62 条及び第 78 条中「社内勤労福祉基金事業」とあるのは「共同基金事業」とみなす。

[本条新設 2015. 7. 20]

第 4 章 勤労福祉振興基金

(勤労福祉振興基金の設置)

第 87 条 雇用労働部長官は、勤労福祉事業に必要な財源を確保するために勤労福祉振興基金を設置する。

(勤労福祉振興基金の造成)

第 88 条

(1) 勤労福祉振興基金は、次の各号の財源で造成する。

1. 国家又は地方自治体の出資金
2. 国家又は地方自治体以外の者が出捐する現金・物品及びその他の財産
3. 他の基金（第 36 条による自社株組合基金及び第 52 条による社内勤労福祉基金を除く。）からの転入金
4. 次項による借入金
5. 第 24 条、第 26 条及び第 27 条による保証料、求償金、遅延利子
6. 「宝くじ及び宝くじ基金法」第 23 条第 1 項により配分された宝くじ収益金
7. 第 71 条により基金法人の解散の際に、定款で勤労福祉振興基金に帰属するように定められた財産
8. 事業主及び事業主団体の寄付金
9. 「雇用政策基本法」第 35 条により造成された資金
10. 勤労福祉振興基金の運用から生じる収益金
11. その他の収入金

(2) 勤労福祉振興基金の運用に必要な場合は、勤労福祉振興基金の負担により、金融会社又は、他の基金等から借入れることができる。

(勤労福祉振興基金の会計年度)

第 89 条 勤労福祉振興基金の会計年度は、国家の会計年度による。

(勤労福祉振興基金の管理・運用)

第 90 条

- (1) 勤労福祉振興基金は、公団が管理・運用する。
- (2) 公団は、勤労福祉振興基金を運用するときは、公団の他の会計と区分して会計処理しなければならない。
- (3) 勤労福祉振興基金の管理・運用等に必要な事項は、大統領令で定める。

(勤労福祉振興基金の用途)

第 91 条 勤労福祉振興基金は、次の各号の用途に使用する。

(改正 2015. 7. 20)

1. 勤労者に対する住宅購入資金等に対する融資

2. 勤労者の生活の安定のための資金の融資
3. 勤労者又はその子供に対する奨学金の支給及び学資金の融資
4. 第 14 条による勤労福祉総合情報システムの運営
5. 第 22 条による信用保証支援に必要な事業費
6. 自社株式制度関連支援
7. 社内勤労福祉基金制度及び共同基金制度関連支援
8. 勤労福祉施設設置・運営資金支援
9. 勤労者情操育成のための文化・体育活動支援
10. 選択的福祉制度関連支援
11. 勤労者支援プログラム関連支援
12. 勤労者健康増進のための医療事業に必要な事業費
13. 勤労福祉事業研究・開発に必要な経費
14. 「雇用政策基本法」第 34 条による失業対策事業の実施・運営に必要な事業費
15. 勤労福祉振興基金の運用のための収益事業への投資
16. 勤労福祉振興基金の造成・管理・運用に必要な経費
17. その他の勤労者の福祉増進のために大統領令で定める事業に必要な支援

(会計処理の区分等)

第 92 条

- (1) 第 88 条第 1 項第 5 号及び第 9 号による資金は、勤労福祉振興基金のうち他の事業目的で造成・運営される資金とそれぞれ区分して会計処理しなければならない。
- (2) 第 88 条第 1 項第 5 号及び第 9 号による資金は、それぞれ前条第 5 号及び第 14 号による事業費に使用しなければならない。
- (3) 前 2 項にかかわらず、前条第 5 号による事業費のために、公団は、雇用労働部長官の承認を受けて、勤労福祉振興基金内で区分して会計処理する資金間で相互に転用して使用することができる。

第 5 章 補則

(指導・監督等)

第 93 条

- (1) 雇用労働部長官は、勤労者の福祉増進のために必要な場合は、次の各号の事項を報告させ、又は所属公務員によりその帳簿・書類若しくはその他の物を検査させ、必要であるとみる場合は、統領令で定めるところにより、その運営等の是正を命じることができる。
 1. 公団の勤労福祉振興基金の管理及び運営実態に関する事項

2. 第 29 条第 1 項により勤労福祉施設を受託・運営する非営利団体の業務・会計・財産に関する事項

3. 第 52 条による基金法人の業務・会計・財産に関する事項

- (2) 国家又は地方自治体は、事業主、融資業務取扱機関、自社株組合、第 43 条による受託機関及び補助又は融資を受けた者に対して、監督上必要な場合は、この法律による業務に関して大統領令で定めるところにより、報告又は資料を提出させ、又はその他の必要な命令ができ、所属公務員により関係者に質問し、又は関連帳簿・書類等を調査又は検査させるようにすることができる。
- (3) 前 2 項により調査をする公務員は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。
- (4) 第 1 項及び第 2 項により調査をする場合は、調査対象者に対して 7 日前に調査日時、調査内容等必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急であり、又はあらかじめ通知した場合はその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 雇用労働部長官等は、第 1 項及び第 2 項による調査結果を調査対象者に対して書面で通知しなければならない。

(委任及び委託)

第 94 条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、その一部を、大統領令で定めるところにより、地方労働官署の長に委任することができる。
- (2) この法律による雇用労働部長官の業務は、その一部を、大統領令で定めるところにより、勤労福祉に関連した機関又は団体に委託することができる。

(返還命令)

第 95 条

- (1) 国家又は地方自治体は、第 6 条に違反した者に対して、大統領令で定めるところにより、補助又は融資を受けた金額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (2) 国家又は地方自治体は、偽り又はその他の不正な方法によりこの法律により補助又は融資を受けた者に対して、大統領令で定めるところにより、補助又は融資を受けた金額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- (3) 前 2 項により返還命令を受けた者は、償還期間〔期限〕以前であっても返還命令を受けた金額を償還しなければならない。

(特殊形態勤労従事者に関する特例)

第 95 条の 2 「産業災害補償保険法」第 125 条により産災保険の適用を受ける特殊形態勤労従事者は、

第2条第1号にかかわらず、第19条から第27条まで及び第31条を適用するときは、その事業の勤労者とみなす。ただし、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」に定めるところにより公団に適用除外を申し込んだ場合は、この限りでない。

[本条新設 2015. 7. 20]

第6章 罰則

(罰則)

第96条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. 第42条の2第1項各号に該当する行為をした者
2. 第42条の2第2項に違反して、同条第1項の違反事実を申告若しくは証言し、又は証拠を提出したことを理由として、自社株組合員に対して解雇又はその他の不利益な処遇をした者

[本条新設 2014. 1. 28]

[従前の第96条は第97条に移動 (2014. 1. 28)]

(罰則)

第97条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2014. 5. 20, 2015. 7. 20)

1. 第62条(第86条の11で準用する場合を含む。)及び第63条(第86条の11で準用する場合を含む。)に違反して基金法人を運営した理事
2. 第67条(第86条の11で準用する場合を含む。)による基金法人の不動産所有禁止に違反した基金法人の理事及び当該事業の使用者
3. 第68条第1項(第86条の11で準用する場合を含む。)に違反して、勤労福祉制度又は勤労福祉施設の運営を中断し、又はこれを縮小した使用者
4. 第71条及び第86条の8により解散した基金法人の財産処理方法に違反した清算人
5. 第78条(第86条の11で準用する場合を含む。)に違反して、職務遂行に関連して知り得た秘密を漏洩し、又は基金法人の事業に関連して兼職又は自己取引をした福祉基金協議会の委員、理事及び監事

[第96条から移動、従前第97条は第98条に移動 (2014. 1. 28)]

(両罰規定)

第98条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人

人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。（改正 2014. 1. 28）

[第 97 条から移動、従前の第 98 条は第 99 条に移動（2014. 1. 28）]

[施行日：2014. 7. 29]

（過怠金）

第 99 条

（1）第 69 条（第 86 条の 11 で準用する場合を含む。）による是正命令に違反した使用者又は基金法人は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。（改正 2015. 7. 20）

（2）第 6 条に違反して、勤労福祉のためにこの法律により補助又は融資を受けた資金を目的外の用途に使用した者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

（3）次の各号のいずれか一つに該当する者は、200 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

（改正 2015. 7. 20）

1. 第 57 条（第 86 条の 11 で準用する場合を含む。）又は第 65 条（第 86 条の 11 で準用する場合を含む。）に違反して、当該書類を作成・保管しなかった基金法人

2. 第 93 条第 1 項第 3 号（第 86 条の 11 で準用する場合を含む。）による要求に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、必要な命令に従わなかった者又は公務員の検査を拒否し、妨げ、若しくは忌避した者

（4）次の各号のいずれか一つに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

（改正 2015. 7. 20）

1. 第 35 条第 3 項ただし書き、第 4 項、第 5 項及び第 7 項までの規定に違反した自社株組合の代表者

2. 第 37 条に違反して、当該アカウント処理方法により区分・管理をしなかった自社株組合の代表者

3. 第 43 条第 1 項に違反して、自社株を預託した自社株組合の代表者

4. 第 43 条第 3 項に違反して預託された自社株を譲渡し、又は担保として提供した自社株組合の代表者若しくは自社株組合員

5. 第 46 条による自社株組合の議決権行使方法に違反した自社株組合の代表者

6. 第 47 条による自社株組合の解散手続きに違反した清算人

7. 第 93 条第 1 項第 1 号及び第 2 号による要求に従わず、報告をせず、虚偽の報告をした者、必要な命令に従わない者又は公務員の検査を拒否し、妨げ、若しくは忌避した者

8. 第 93 条第 2 項による要求に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、資料を提出せず、若しくは虚偽を記載した資料を提出した者、その他の監督上必要な命令に従わない者又は同項による検査を拒否し、妨げ、若しくは忌避した者

（5）前 4 項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴

収する。

[第 98 条から移動 (2014. 1. 28)]

[施行日:2014. 7. 29]

付則 (法律第 10361 号、2010. 6. 8)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、付則第 11 条第 11 項は 2011 年 1 月 1 日から施行する。

(他の法律の廃止)

第 2 条 社内勤労福祉基金法は廃止する。

(基金法人の管理・運営書類の作成及び保管に関する適用例)

第 3 条 第 65 条の改正規定は、この法律の施行後基金法人が最初に作成する書類(電子文書を含む。)から適用する。

(自社株組合に関する経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の規定による自社株組合(法律第 6510 号勤労者福祉基本法付則第 3 条により同法による自社株組合であるとみなすものを含む。)は、第 33 条の改正規定による自社株組合とみなす。

(勤労者福祉施設に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行の際に、従前の規定により設置されていた勤労者福祉施設(法律第 6510 号勤労者福祉基本法付則第 4 条により同法により設置された勤労者福祉施設であるとみなすものを含む。)は、第 28 条の改正規定により設置された勤労福祉施設とみなす。

(社内勤労福祉基金及び役員等に関する経過措置)

第 6 条

(1) この法律の施行の際に、従前の「社内勤労福祉基金法」により設立されていた社内勤労福祉基金は、第 52 条の改正規定により設立された基金法人とみなす。

(2) この法律の施行の際に、従前の「社内勤労福祉基金法」により設立されていた社内勤労福祉基金協議会の委員、社内勤労福祉基金の理事・監事及び職員は、それぞれこの法律による福祉基金協議会の委員、基金法人の理事・監査及び職員とみなす。この場合において、委員、

理事及び監事の任期は、第 59 条の改正規定にかかわらず、その任期が満了する時までは従前の「社内勤労福祉基金法」の例による。

- (3) この法律の施行の際に、従前の「社内勤労福祉基金法」により設立されていた社内勤労福祉基金に属していたすべての財産及び権利・義務は、この法律により設立されたとみなす基金法人が継承したものとみなす。

(勤労者福祉振興基金に関する経過措置)

第 7 条 この法律の施行の際に、従前の規定により設置されていた勤労者福祉振興基金(法律第 6510 号勤労者福祉基本法付則第 5 条により同法により設置された勤労者福祉振興基金とみなすものを含む。)は、第 87 条の改正規定により設置された勤労福祉振興基金とみなす。

(処分等に関する一般的経過措置)

第 8 条 この法律の施行の際に、従前の規定及び従前の「社内勤労福祉基金法」による行政機関の行為及び行政機関に対する行為は、それに) 該当するこの法律による行政機関の行為及び行政機関に対する行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第 9 条 この法律の施行前の行為に対して罰則規定を適用するときは、従前の「社内勤労福祉基金法」の例による。

(過怠金に関する経過措置)

第 10 条 この法律の施行前の行為に対して過怠金規定を適用するときは、従前の例及び従前の「社内勤労福祉基金法」の例による。

(他の法律の改正)

第 11 条 (略)

(他の法令との関係)

第 12 条 この法律の施行の際に、他の法令において従前の「勤労者福祉基本法」又はその規定及び従前の「社内勤労福祉基金法」又はその規定を引用していた場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従前の「勤労者福祉基本法」又はその規定及び従前の「社内勤労福祉基金法」又はその規定に代えてこの法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付則（法律第 11271 号、2012. 2. 1）

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

付則（法律第 12370 号、2014. 1. 28）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

（法人格及び設立に関する適用例）

第 2 条 第 52 条の改正規定は、この法施行後最初に基金法人の設立認可を申請する場合から適用する。

付則（法律第 12626 号、2014. 5. 20）

この法律は、2014 年 7 月 29 日から施行する。

付則（法律第 12844 号、2014. 11. 19）（政府組織法）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、付則第 6 条により改正される法律のうちこの法律の施行前に公布され、施行日が到来していない法律を改正した部分は、それぞれ当該法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで 省略

（他の法律の改正）

第 6 条 ①から<205>まで省略

<206>勤労福祉基本法の一部を次のとおり改正する。

第 10 条第 1 項各号以外の柱書き中「安全行政部」を「行政自治部」に改める。

<207>から<258>まで 省略

第7条 省略

付則（法律第 14498 号、2016. 12. 27）

（施行日）

第1条 この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。

（非上場法人の自社株転売数に関する適用例）

第2条 第45条の2の改正規定は、この法律の施行後自社株制度が同条第1項第1号の改正規定により自社株を取得する場合から適用する。

付則（法律第 15587 号、2018. 4. 17）

この法律は、公布の日から施行する。